

ADR (調停など)ってなんだろう？

小学校
5・6年生
対象

授業の ねらい

①話し合いによる紛争解決の疑似体験を通じて、望ましい紛争解決の在り方を考えます。また、②実社会でも裁判以外のADR (調停など)と呼ばれる紛争解決手段があることを学びます。

あらすじ

Aさん、Bさんの通う小学校では、世間で大人気のカードを持ってくることを禁止していました。

ところが、いつものように、Bさんが、Aさんをからかうつもりで、Aさんのランドセルを振り回していたところ、Aさんのランドセルから、高価なレアカードが落ちてしまいました。

「あつれー！ コレ一番レアなカードじゃん！」と興奮したBさんが、落ちたカードを拾いあげようとしたとき、誤ってカードを破いてしまいました。これを見たAさんは怒り心頭。「なにをするんだよ。破るなんてひどいじゃないか！ べんしょうしてよ！」。

これを聞いたBさんもやり返します。「わざとじゃないもん！！ カードを持ってくるのが悪いじゃん！！」。さて、どのような解決方法が考えられるでしょうか。Aさん、Bさん、調停委員のそれぞれの役になって、話し合いで問題を解決できるかを考えてみましょう。

授業の詳細

対象： 小学校5・6年生
授業時間： 45分×2コマ
弁護士の人数： 3人～
(1クラスあたり)

